

会員規約

株式会社コパン
平成24年4月1日改定

第1条 名称

本スクールは、コパンサッカースクールと称する。

第2条 目的

本スクールはボールを利用した、さまざまな運動を通じ、健全な心身の育成、マナーを守る精神の育成、仲間づくり、を目的とする。

第3条 会員

会員の種類は別添細則の通りとし、記名式とする。また、この会員の種類は本スクールが適宜変更することができる。

第4条 入会

本スクールの入会を希望する者は規約を了承の上、所定の申込み手続きを行い、スクールの承諾を得た上で所定の入会金等を本スクールに払い込むことにより会員としての資格を取得する。

第5条 指導日時

本スクール会員は、別添細則に記載されたコース毎に定められた曜日、時間に指導を受けることができる。

第6条 入会金

- 入会金は、本スクールが定める金額とし、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 兄弟姉妹が2名以上入会する場合は、2人目より入会金免除とする。

第7条 年会費

- スクール会員は別に定める年会費を納入しなければならない。また、年会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 年会費は入会時より1年間有効とし、2年目からは入会月に月会費と同時に口座より振り替えることとする。

第8条 月会費

- 月会費は本スクールが別に定める金額とし、所定の方法で支払うこととする。
- 月会費は第9条の届けが無い限り利用の有無に関わらず支払うこととする。
- 月会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第9条 休会

- 会員が本スクールを休会する場合、休会届を提出すれば、1ヶ月単位で休会することができる。
- 休会届は指定の用紙に記載し別添細則に定める期日までに、本スクールへ提出しなければならない。
- 休会費は各コース1,620円(税込み)とし、月会費に替えて口座より振り替えることとする。

第10条 コース変更

- 会員の登録コースを変更する場合は、コース変更届を提出すれば、登録コースを変更することができる。
- コース変更届は指定の用紙に記載し別添細則に定める期日までに本スクールへ提出しなければならない。

第11条 退会

- 会員が本スクールを退会する場合は、退会届を提出しなければならない。尚会費等の未納金のある場合は完納しなければならない。
- 退会月の会費は、月の途中であっても全額を支払うものとする。
- 退会届は指定の用紙に記載し別添細則に定める期日までに本スクールへ提出しなければならない。

第12条 変更事項の届出

- 会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本スクールに届出なければならない。
- 本スクールは会員への通知が必要な場合は、会員から届出のあった最新の住所に行い以後の責任を負わないものとする。

第13条 会員資格の停止及び除名

会員(会員が未成年の場合親権者も含む)が次の各項のいずれかに該当するときは、本スクールは会員の資格を一時停止又は、除名することができる。

- 本スクールの規約及びその他の規則、利用規定に反したとき。
- 本スクールを中傷・誹謗し又は、本スクールの名誉を著しく毀損したとき。

- 本スクールに対する諸費用の支払いを2ヶ月以上滞りし、本スクール催告に応じないとき。但しその間の諸費用は支払わなければならない。
- 公序良俗に反する行為があったとき。
- その他本スクールが会員としてふさわしくないと認定したとき。

第14条 資格喪失

会員が次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 退会 2. 除名 3. 死亡 4. 第19条に定めるクラブの閉鎖のとき。

第15条 会員資格の譲渡

会員の資格は譲渡できない。

第16条 規約細則の遵守

本スクールの会員及びビジターは、本規約及び、第24条の細則を遵守すること。尚、本スクールの施設を利用する際は、本スクールの管理者及びその従業員の指示に従うこと。

第17条 使用の制限

本スクールは、行事その他必要と認める場合、一定の期間本スクールの施設の全部又は、一部の利用を制限することができる。

第18条 休日・休業

本スクールの休日は、スケジュール表によって各会員に知らせるものとする。但し、本スクールが天災地変等の不時の災害を負ったとき、あるいは施設の補修、改修をするときは、一定期間施設の全部または、一部を休業もしくは、閉鎖することができる。また、悪天候による場合も同様に閉鎖することができる。その際、振替営業日は設けないこととする。

第19条 スクールの閉鎖

本スクールは止むを得ない事情による場合、相当の予告期間をおいた上で、本スクールを閉鎖することができる。会員は、これに関して、何等の異議も唱えず、又、如何なる種類の請求もしないものとする。

第20条 事故等

本スクールの施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について、本スクールは会員及びビジター等の利用者に対していかなる責任も負わないものとする。

第21条 会員以外の施設利用

本スクールは、特に必要と認めた場合、当規約に定める会員以外の者に本スクールの施設を利用させることができるものとし、会員はこれに関して、何等の意義を唱えず又、如何なる種類の請求もしないものとする。

第22条 会員の損害賠償責任

会員が本スクール内で自己の任に帰すべき事由により本スクール又は、第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害の責に任ずるものとする。

第23条 通知

本スクールからの会員に対する通知は本スクール内の公示板に掲示する。但し随時郵便、電話等により通知する時もある。

第24条 細則(利用規則等)

本スクール運営の為に必要な具体事項は別に定めるものとし、必要に応じてこれを変更することができる。

第25条 情報管理

- 本スクールはスクールの管理下にある会員情報の紛失、誤用、改変を防止するために、厳重なセキュリティ対策を実施する。
- 本スクールは、会員の入会登録時に知り得た会員情報は、会員の承諾がない限り、本会則および細則に定める本スクールの運営に必要な場合および法令で定められた手続きがなされた場合を除き、いかなる第三者に対しても開示しない。
- 会員が登録した会員情報の照会、修正等を希望した場合、会員本人が所定の方法で本スクールの受付に連絡することにより、合理的な範囲で速やかに対応する。

付則

- 本規約の改定は本スクールがこれを行い、本スクール内の公示板に掲示する方法によって、会員通知する。
- 本規約は本スクールの正規の成立以前、設立の準備の過程においてもこれを準用する。